

# 全体構想

## 1. 土地利用の方針

## 2. 都市施設整備の方針

- (1) 道路・交通体系の整備方針
- (2) 公園・緑地の整備方針
- (3) その他都市施設の整備方針

## 3. 都市環境の整備方針

- (1) 環境共生の方針
- (2) 人にやさしいまちづくりの方針
- (3) 都市防災の方針
- (4) 景観形成の方針



# 第4章

# 1 . 土地利用の方針

## 基本的な考え方

現在は、人口の減少や少子高齢化などを背景に激化する都市間競争や環境問題などを踏まえた、持続可能な都市づくりが求められています。

本市の土地利用は、都市活力の維持・向上を重視して、無秩序な開発を防止しつつ、全市的な視点に立った役割分担のもと、利便性の高い市街地や地域などに都市的土地利用を計画的に誘導し、土地の有効利用を図ることによって、地域ごとにメリハリのある「集約型都市構造」を実現し、持続可能な都市の形成を目指します。

特に、本市の拠点であり地域住民の日常生活を支える駅周辺や主要幹線道路の沿道地域には、本市の活力の維持・向上にも資する都市的土地利用を計画的に誘導しながら、市街化区域においては用途地域の指定状況に応じた土地利用を図ります。

都市に近接するみどりとして、本市の貴重な財産にもなっている農地や森林などの自然的土地利用については、市街地内に残存するものも含め、積極的な保全を基調とします。特に、市街化調整区域を中心とした一団の農地・緑地等については、適切な保全・管理を推進し、うるおいのある都市環境の形成に努めます。なお、各地に点在する既存集落については、周辺の自然環境との調和に十分に配慮しながら、コミュニティの活性化に向けた集落環境の整備を進めます。



## 基本方針

土地利用は、基本的な考え方のもと、次の基本方針に基づき進めていきます。

- a . 計画的な土地利用誘導による集約型都市構造の形成
- b . 中心となる拠点の活性化に向けた環境整備
- c . ゆとりある良好な居住環境の形成
- d . 質の高い快適な操業環境の形成
- e . 活力創出に向けた新たな土地利用の誘導
- f . 自然環境の適切な保全・管理・活用

### a . 計画的な土地利用誘導による集約型都市構造の形成。

持続可能な都市づくりに向けて、区域区分をはじめとする土地利用規制に基づいて、既存の市街地の効果的土地利用を推進するとともに、既存の市街地以外の地域においては、新たに都市的土地利用を進める地区を位置づけ、自然的環境の保全にも配慮した秩序ある市街地を形成し、メリハリのある集約型都市構造の形成を目指します。

また、安全・安心な生活環境を確保するため、浸水等の自然災害への対応を十分に考慮した、計画的な土地利用誘導と環境整備を推進します。

#### b. 中心となる拠点の活性化に向けた環境整備。

本市の中心市街地である取手駅周辺地域においては、都市拠点にふさわしい都市基盤と建築物との一体的な整備を進めます。

都市基盤整備にあたっては、土地区画整理事業の早期進捗を図る一方、交通結節機能や東西市街地を一体的に結ぶ回遊環境の整備を進めます。また、建築物の整備にあたっては、民間活力の導入を図りつつ、多世代の人々が集い賑わう都市機能の集積を図り、今後の社会構造の変化に対応した持続可能な中心市街地の再創を図ります。

また、藤代駅周辺については、取手駅周辺を補完する拠点として、活性化に資する商業・業務機能の充実・誘導に向けた環境整備を推進します。

#### c. ゆとりある良好な居住環境の形成。

人口減少社会の中、都市の活力を生み出す本市への定住者を維持・増進させていくために、生活道路や公園、下水道等の生活基盤の充実を図るとともに、地区計画等の都市計画手法を活用しながら、緑豊かでゆとりのある良好な住宅地の整備を推進します。

また、高齢社会への移行を踏まえ、誰もが暮らしやすい居住環境を形成するため、生活環境のバリアフリー化や身近な商店街等への商業・業務機能の充実・誘導を図り、生活利便性の向上を目指します。

#### d. 質の高い快適な操業環境の形成。

市内の工業地は、工業生産活動の場としてだけでなく、市民の雇用の場としても重要な役割を担っています。今後も、既存用地の有効活用を基本に、操業環境の更なる向上に向けて、周辺環境との調和に十分配慮しながら産業基盤の整備・拡充を目指します。

また、新たな工業適地の検討を進め、積極的な誘致に取り組みます。

#### e. 活力創出に向けた新たな土地利用の誘導。

交通利便性が高く、企業からの土地利用需要が見込まれる広域幹線道路の沿道地域については、周辺の営農環境や居住環境に十分配慮した上で、土地利用転換に向けた調整を図るなど、本市の活力の維持・向上に向けた新たな産業拠点としての土地利用を誘導します。

#### f. 自然環境の適切な保全・管理・活用。

本市の特徴である利根川、小貝川及び周辺緑地等の自然環境や美しい田園風景を将来にわたって保全していくために、市民や行政、NPO や事業者など、多様な主体による利用・管理を推進するとともに、それらを活用した地域活性化に資する公園等の拠点の保全、整備を図り、自然豊かなうらおいのある都市空間の形成を目指します。

## 土地利用区分別方針

特性や位置づけなどをもとに類型化した次の土地利用区分ごとに、基本方針に基づく取り組みを進めていきます。

土地利用区分	土地利用概要
a．住居系市街地ゾーン	主に低層あるいは中高層の住居専用地域。一部、市街化調整区域内の住宅地も含む。
b．複合系市街地ゾーン	主に第一・二種住居地域、及び幹線道路沿道の第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域。
c．商業・業務系市街地ゾーン	主に鉄道駅周辺の商業地域、近隣商業地域。競輪場も含む。
d．工業地ゾーン	主に工業地域、工業専用地域。一部、市街化調整区域内の既存工業地も含む。
e．集落地ゾーン	市街化調整区域内の一団の集落地。
f．田園共生ゾーン	市街化調整区域内の小規模集落を含む農用地区域以外の田園地域。
g．農業振興ゾーン	農用地区域。一部小規模集落を含む。
h．自然環境保全ゾーン	市街化調整区域内の小規模集落を含む畑・山林・河川敷などの自然地域。
i．新規土地利用創出ゾーン	国道6号及び国道6号バイパス沿道地域。
j．計画的土地利用誘導ゾーン	市街化調整区域内の常総ふれあい道路、ならびに主要地方道取手つくば線沿道地域。

### a．住居系市街地ゾーン

- ・ 低中層建築物を中心とした住宅地については、生活基盤の整備・拡充、ならびに第一種中高層住居専用地域で高度地区の指定を検討し、居住環境の維持・向上を図ります。また、今後の人口誘致政策と綿密に連携しながら、人口の確保に向けた良質な宅地供給の場として、適切な宅地整備を進めます。
- ・ 居住環境の質的向上を目指す地域では、地区計画制度の導入を図り、狭隘道路の解消など生活環境の改善・向上を推進します。また、浜田上萱場地区においては、集落地域整備法に基づき、農業生産環境と都市環境の調和のとれた地域整備を計画的に進めます。
- ・ 押切地区で進めている公営住宅整備については社会情勢や地域の実情を踏まえ多方面から検討を加え有効な施策の展開を図ります。

### b．複合系市街地ゾーン

- ・ 幹線道路沿道地域については、後背地の居住環境や田園環境への影響に十分配慮しながら、商業・業務系施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。また、地区の実情に合わせて防火帯機能の整備・拡充を図ります。
- ・ 住宅や店舗、小規模工場など、複合的な土地利用が広がる地域については、居住環境の保全を図りながら、地域住民の生活利便性の向上に資する施設の立地誘導を進めます。

### c. 商業・業務系市街地ゾーン

- ・ 取手駅周辺については、土地区画整理事業にあわせた土地利用の高度化とさらなる交通利便性の向上を図り、あわせて、取手駅東西市街地の一体的な回遊環境の整備により、商業地としての魅力向上を図ります。また、今後の社会の変化に対応した、健康・福祉機能、芸術・文化機能、そして行政機能等の各種都市機能の集積による交流人口の拡大により、商業・業務施設の集積のための環境づくりに取り組みます。
- ・ 藤代駅周辺については、取手駅周辺の都市機能を補完する拠点として活性化を目指します。駅南口周辺においては、藤代駅南口土地区画整理事業をはじめとする都市基盤整備を進めながら、商業・業務機能の充実・誘導に向けた環境整備に取り組みます。駅北口周辺においては、駅前広場などの都市基盤整備手法の検討を進め、魅力ある街並み形成を目指します。
- ・ 各鉄道駅の周辺や桜が丘団地内の商業・業務系市街地については、周辺住民の身近な生活拠点として、商業・業務機能の充実・誘導により、日常生活圏の利便性の向上を図ります。
- ・ 競輪場については、周辺環境との調和に努めるとともに、大規模敷地として今後の土地利用動向を踏まえ、適切な誘導を図ります。

### d. 工業地ゾーン

- ・ 工業地については、本市の重要な産業活動の場であるとともに、市民の就業の場ともなっていることから、周辺環境と調和した良好な操業環境の維持・向上を図り、工業地としての機能強化を目指します。
- ・ 工場等の移転や撤退によって発生する跡地については、新たな企業の受け皿として有効利用するほか、土地の有効活用の観点から、必要に応じて適切な用途への転換についても検討するなど、柔軟な措置を講ずることとします。

### e. 集落地ゾーン

- ・ 田園地域の各地に点在する既存集落のうち、ある程度のまとまりを持った大規模な集落地については、優良農地などの周辺環境との調和を図りながら、集落内の生活基盤の整備や生活利便施設の立地による利便性の向上を推進し、緑豊かでゆとりある田園居住地の形成と地域コミュニティの維持・活性化を目指します。
- ・ 既存集落の生活利便性の向上や集落の活力維持に向けて、都市計画制度の適切な活用を図り、周辺の居住環境や自然環境と調和する適正な開発を誘導します。

### f. 田園共生ゾーン

- ・ 農用地区域に指定されていない田園地域については、農地の保全等を図り無秩序な土地利用転換による開発を防止します。その上で、地域の実状等に合わせ、特に交通利便性の高い地域などにおいては、農業との調和を図りつつ、計画的な都市的土地利用の誘導を図ります。
- ・ 点在する小規模集落については、田園環境との共生を前提としながら、農業集落に適した居住環境の整備を推進し、良好な田園空間の形成を目指します。
- ・ 耕作放棄地の発生を抑制していくために、市民農園などの多様な農地活用について検討します。

#### g. 農業振興ゾーン

- ・ 農業生産の場である優良農地については、維持・保全を原則とし、安定した営農環境の形成と良好な田園空間の保全に向けて、農業基盤の整備とともに農地として積極的な利用・管理を図ります。

#### h. 自然環境保全ゾーン

- ・ まとまった山林や畑などの自然・緑地が残されている地域については、本市にうるおいを与える貴重な地域資源として、市民や行政、NPO や事業者など、多様な主体の協働による、積極的な保全・管理を図ります。
- ・ 点在する小規模集落については、自然環境と調和した居住環境の整備を推進します。

#### i. 新規土地利用創出ゾーン

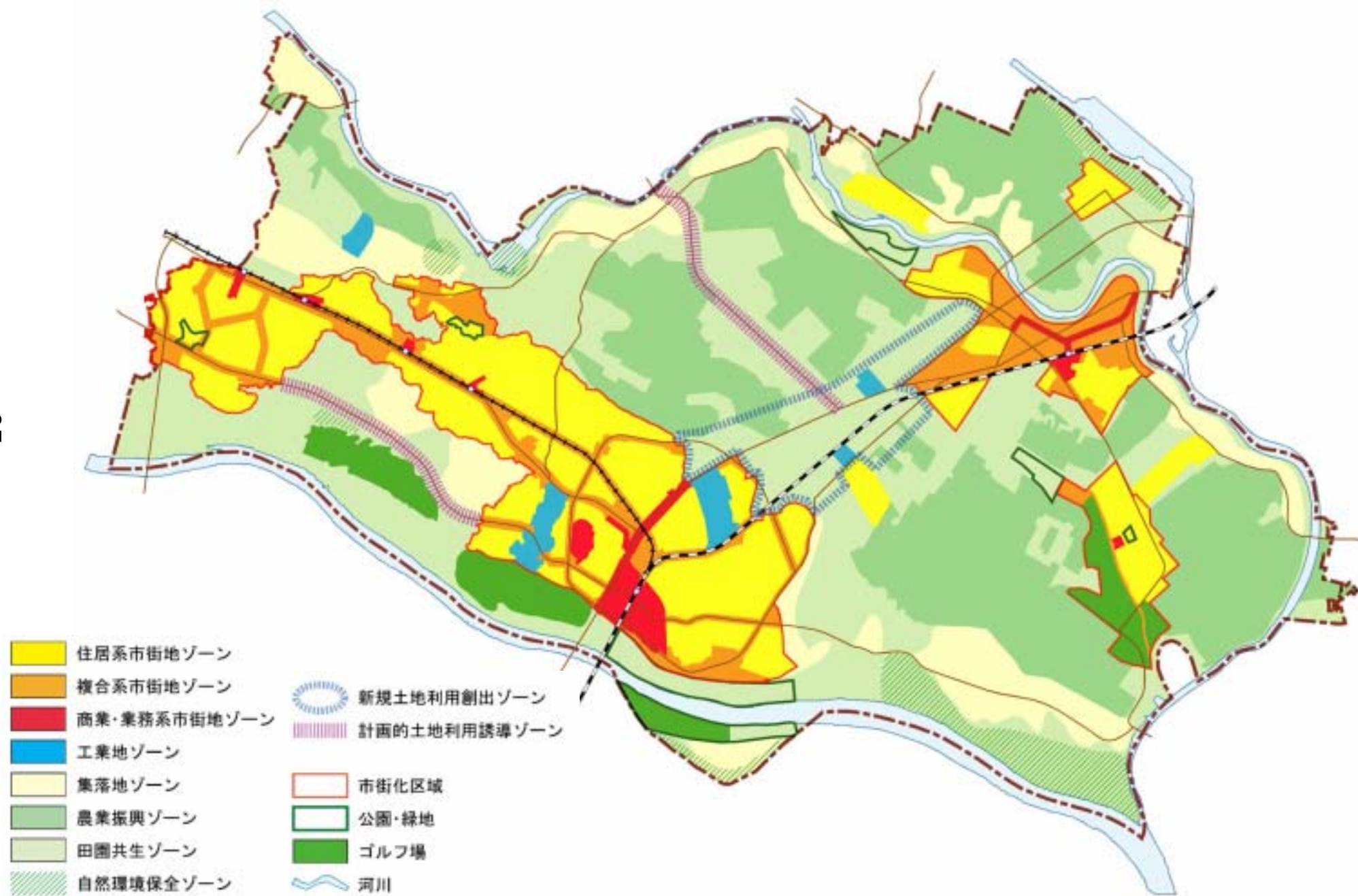
- ・ 取手と藤代の市街地を繋ぐ国道 6 号の沿道地域については、本市の新たな活力・雇用の創出と都市の一体性の確立を目指し、本市の新たな産業拠点として位置づけます。
- ・ 本ゾーンでは、産業拠点としての土地利用を見据え、無秩序な開発を防止します。また、周辺の居住環境や営農環境の維持に十分に配慮しながら、都市的土地利用の誘導を図るとともに、現行の農地等からの土地利用の転換に向けて必要な調整を進めます。

#### j. 計画的土地利用誘導ゾーン

- ・ 交通利便性が高く地域、沿道型サービス施設等の進出が見込まれる地域については、本市の都市構造とのバランス、ならびに自然景観や地元の意向に十分配慮した上で、商業・業務施設を中心に計画的かつ適切な立地を誘導し都市活力の向上を図ります。

土地利用基本方針図

37



## 2 . 都市施設整備の方針

### (1) 道路・交通体系の整備方針

#### 基本的な考え方

本市の道路・交通体系整備方針においては、生活圏の広域化に伴い、市内の一体化や地域間の交流・連携促進、沿道利用の活性化のため、拠点等を結ぶ効率的な道路・交通体系の整備が必要です。

そこで、本市の発展基盤となる道路・交通体系については、周辺都市ならびに市内地域間の連携強化を図るため、市の骨格となる幹線道路を計画的かつ適正に配置します。また、幹線道路網を補完し、市民生活の利便性・安全性を向上させる生活道路網の形成を図ります。

さらに、鉄道やバスといった公共交通の利便性向上を図るとともに、安全かつ快適に、そして気軽に利用できる歩行者・自転車ネットワークを形成します。



#### 基本方針

道路・交通体系の整備は、基本的な考え方のもと、次の基本方針に基づき進めていきます。

- a. 本市の道路網の骨格となり、市内及び他都市との連携を強化する幹線道路網の形成。
- b. 幹線道路網を補完し、市民生活の利便性・安全性を向上させる生活道路網の形成。
- c. 鉄道やバスなどの公共交通の利便性の向上。
- d. 安全かつ快適に気軽に利用できる歩行者、自転車利用者のためのネットワーク形成。

#### a. 本市の道路網の骨格となり、市内及び他都市との連携を強化する幹線道路網の形成。

- ・ 道路が有する機能や役割別に広域幹線道路、都市内幹線道路、地区内幹線道路を位置づけ、これらを計画的に

##### 幹線道路道路区分

広域幹線道路	本市と隣接都市、あるいは本市を經由して広域的に都市間を結ぶ道路
都市内幹線道路	広域幹線道路を補完して、主要な都市内交通需要に対応し、市内の拠点間、あるいは地域と地域とを結ぶ道路
地区内幹線道路	広域幹線道路及び都市内幹線道路を結び、地域の道路網の中心となる道路

配置・整備することにより、本市の骨格となる幹線道路網を形成します。

- ・ 本市の中心を南北に通る国道6号及び藤代バイパス、ならびに、東西を通る常総ふれあい道路及び国道294号(都市計画道路取手・守谷線)や(主)取手東線(都市計画道路取手東口・城根線)を、広域幹線道路に位置づけ、整備を推進します。また、本市の東西を結ぶ(主)取手つくば線を延伸する新規路線の整備を検討します。
- ・ 都市内幹線道路として、取手駅周辺の環状道路を形成する都市計画道路上新町環状線や、国道294号(都市計画道路取手・守谷線)を補完する都市計画道路新道・みずき野線、ならびに、藤代駅周辺の南北を連絡する都市計画道路中内・大塚線の整備を推進します。
- ・ 広域幹線道路及び都市内幹線道路を結び、地域の道路網の中心となる都市計画道路などを地区内



幹線道路に位置づけ、その整備を進めます。

- ・ これら幹線道路の整備については、鉄道により分断されている市街地の連携に配慮します。また、歩車道分離、街路樹等によって、歩行者及び自転車利用者にやさしい、安全・快適で、魅力ある道路環境の形成や、延焼遮断帯・避難路としての機能に配慮して整備を推進します。
- ・ 長期に渡り未整備の都市計画道路については、県との連携の上、都市構造の変化への対応や、交通量の検証、道路整備上の課題や代替路線の有無などについて検証し、廃止を含めた必要な見直しに取り組みます。

**b. 幹線道路網を補完し、市民生活の利便性・安全性を向上させる生活道路網の形成。**

- ・ 地域住民の日常生活に密接に関わる生活道路については、良好な生活動線の確保に努め、通行の安全性確保のほか地域の魅力づくり、防災性の向上などに配慮しながら、地域の特性に合った整備を進めます。
- ・ 特に、幅員が4 m未満の狭隘道路の解消に努め、拡幅改良ができない市道については車両待避所(交互交通における待合場所)の整備促進を図ります。さらに建築時における道路中心から2 mのセットバックの協力を得て、生活道路の整備を推進します。

**c. 鉄道やバスなどの公共交通の利便性の向上。**

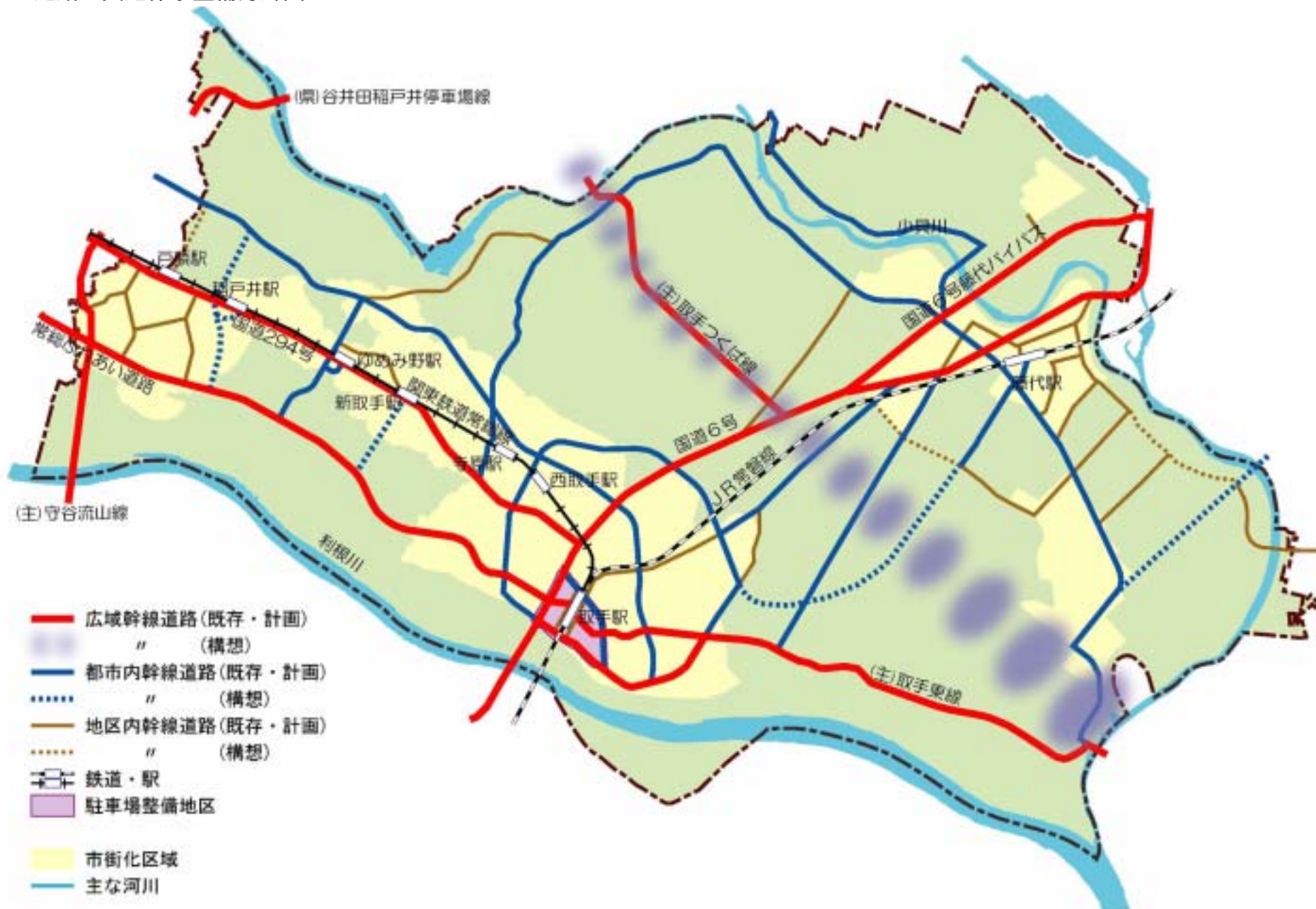
- ・ 環境負荷の低減、高齢者や子供の移動手段の確保などに配慮して、鉄道とバスによる利便性の高い公共交通網の確立を目指します。これにあわせて、パーク・アンド・ライドの推進などにより、総合的な交通需要マネジメント施策の展開に取り組みます。
- ・ 鉄道駅は、多くの人々が利用する鉄道とその他交通手段との結節点として、バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に基づく施設のバリアフリー化に対する支援のほか、交通需要に対応した駐車場・駐輪場の確保、駅前広場の充実等、駅利用者の安全性・快適性を備えた周辺環境の整備を図ります。
- ・ 本市の顔となる取手駅や藤代駅の周辺については、特に、商業業務施設等の計画的配置・誘導などを積極的に進め、魅力ある駅周辺環境の整備を図ります。
- ・ 平成23年の開業にあわせ、ゆめみ野駅周辺の整備を進めます。
- ・ 市民の利用促進を図るため、沿線都市等と連携してJR常磐線及びその周辺地域のイメージアップに取り組むほか、JR常磐線及び関東鉄道常総線の鉄道輸送量の増強、運行ダイヤの改善、駅舎の充実や東京駅乗り入れ等の輸送サービスの向上を積極的に要望します。
- ・ バスについては、地域の実状に合わせたコミュニティバス及び小堀循環バスの運行に努めます。また、民間事業者との連携の下、路線の維持などに積極的に取り組み、路線バスとともに交通空白地帯の解消を目指した、利便性の高いバスネットワークを形成していきます。
- ・ バリアフリー新法に基づくバスターミナルや車両のバリアフリー化の支援を図ることで、高齢者、障がい者等の移動の利便性や安全性の向上を図ります。

**d. 安全かつ快適に気軽に利用できる歩行者、自転車利用者のためのネットワーク形成。**

- ・ 歩行者及び自転車利用者の通行安全性を備えた道路環境の整備や、歩行者道、自転車道などの整備を図ります。

道路・交通体系整備方針図

40



## (2) 公園・緑地の整備方針

### 基本的な考え方

利根川や小貝川などの河川や古利根では水辺の自然環境を保全しながら、地域の特性を活かして、魅力的な親水空間としても適正に活用していきます。また、市民が水や緑に親しむことができ、スポーツやレクリエーションなどの場としても利用できる拠点の形成や、市民の生活の中に活かされる公園の適正な配置、地域の特性に応じた緑地の保全や創出を図ります。そして、これらの公園や緑地を結ぶネットワークを形成することにより、豊かな水と緑を市民が身近に感じることができるまちづくりを進めます。



### 基本方針

公園・緑地の整備は、基本的な考え方のもと、次の基本方針に基づき進めていきます。

- a. 利根川や小貝川、古利根などを活用した、魅力的な水辺環境の創出。
- b. スポーツやレクリエーションなどの場としても利用できる緑と水辺の拠点などの形成。
- c. 市民が身近に感じ、日常的に利用できる各種公園などの整備。
- d. 地域特性に応じた緑地の保全と創出。
- e. 緑と水辺の拠点等から身近な公園や緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成。

#### a. 利根川や小貝川、古利根などを活用した、魅力的な水辺環境の創出。

- ・ 利根川、小貝川、相野谷川、北浦川などの河川や古利根は、水質の改善や周囲の良好な自然環境の保全を図るとともに、河川改修の進展に連携して、公園、サイクリングロードや遊歩道の整備などにより、魅力ある水辺環境の形成を進めます。
- ・ 利根川河川区域のうち本市の市街地に接する区域については、総合的な運動公園としての整備により、連続したオープンスペースの確保を図ります。
- ・ 稲戸井調節池の区域については、国や隣接する守谷市と連携しながら堤防を利用したサイクリングロードや遊歩道ならびにスポーツ施設などの整備を進め、親水緑地としての整備を図ります。
- ・ 利根川の小文間地域から小貝川との合流地点に至る河川区域については、河川敷の草地とこれに続く斜面林の保全や、特徴ある植生ならびに生態系の保護を図るとともに、良好な景観の保全を図ります。
- ・ 牛久沼は近郊緑地保全区域でもある良好な水辺空間を活かし、龍ヶ崎市の牛久沼水辺公園とも連携したサイクリングロードや遊歩道の整備などを検討します。

#### b. スポーツやレクリエーションなどの場としても利用できる緑と水辺の拠点などの形成。

- ・ グリーンスポーツセンター周辺では、健康づくりやスポーツ・レクリエーションの機能も有する緑の拠点として、斜面林と一体となった良好な環境と景観の保全を図ります。
- ・ 取手緑地運動公園は、広い河川空間を活用してスポーツや川に親しむ活動の拠点としての機能の充実を図ります。また、「小堀の渡し」を活用して、観光や川に親しむ活動の促進を図ります。
- ・ 下高井近隣公園の整備を促進し、岡堰の「中の島公園」及び高井城址公園との連携を強化すると

ともに、岡台地の「大日山古墳史跡」も活用しながら、自然と歴史に親しむことができる拠点地区として整備を図ります。

- ・ 小貝川緑地は、総合公園や県南総合防災センター、フラワーカナルなど周辺施設と一体となった緑と水辺の拠点としての機能充実を図ります。
- ・ 北浦川緑地では北浦川緑地公園の整備とともに、他の拠点地区との緑のネットワークの形成などの整備もあわせて進めます。
- ・ 牛久沼は良好な水辺空間を活かして、近郊緑地保全区域を中心に水辺環境の保全を図るとともに、牛久沼水辺公園とも連携したサイクリングロード整備などを検討し、親水空間としての機能の充実を図ります。
- ・ 豊田堰を含む神浦周辺地区は、龍ヶ崎市、県などの関係機関との協議のもと、県道取手常総自転車道線による利根川へ連続するサイクリングロードのネットワークを整備、活用するとともに、緑と水辺の拠点としての整備を検討します。

#### c. 市民が身近に感じ、日常的に利用できる各種公園などの整備。

- ・ 市街地の形成にあわせ、街区公園、近隣公園などの住区基幹公園の再整備を図ります。
- ・ 整備にあたっては、整備計画づくりや管理運営に地域に居住する市民との協働を進め、市民に身近に感じられる公園として整備するとともに、災害時の避難場所など防災広場としての機能確保にも努めます。

#### d. 地域特性に応じた緑地の保全と創出。

- ・ 利根川と一体となった自然緑地、取手を象徴する利根川沿いの市街地の景観、大規模工場周辺の緩衝緑地、主要道路沿道の特徴ある緑地修景などに配慮して斜面林の保全を図ります。
- ・ 社寺林・屋敷林、古木・名木や生け垣など、地域の特色を活かした個性豊かな緑の保全・形成を図ります。
- ・ 牛久沼周辺の近郊緑地保全区域では、良好な水辺環境の保全を図ります。
- ・ 生産緑地地区は、市街地内に残存する貴重な緑地として適正に保全していきます。
- ・ 市街地やその周辺に残された身近な樹林のうち、市街地の無秩序な拡大を防ぐものや、社寺林等と一体となって歴史的・文化的価値を有するものについては、緑地保全地域や特別緑地保全地区制度の活用を検討します。

#### e. 緑と水辺の拠点等から身近な公園や緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成。

- ・ 利根川、小貝川、相野谷川、北浦川を結ぶ水辺の遊歩道、ジョギングロード、サイクリングロードなどの整備により、スポーツ・レクリエーション機能を併せもつ水と緑のネットワークを形成します。
- ・ 特に小貝川沿川地区では県道取手常総自転車道線の利用を促進するとともに、遊歩道やベンチなど休憩施設の整備により、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めます。



### (3) その他都市施設の整備方針

#### 基本的な考え方

上下水道と河川、西谷津公園斎場については、市民の生活利便性の向上のほか、防災や地球環境との共生などに配慮して、それぞれの役割に応じた整備を進めます。



#### 基本方針

各都市施設の整備を進めていく上での基本方針は次の通りです。

- a. 安全かつ快適な市街地環境を形成するための上下水道の整備。
- b. 治水対策のほか、魅力的な水辺環境形成も踏まえた河川改修の推進。
- c. 利用しやすいやすらぎの空間としての西谷津公園斎場の周辺環境整備。

#### a. 安全かつ快適な市街地環境を形成するための上下水道の整備。

- ・ 市民の生活環境の向上と公共水域の水質の保全、雨水による浸水対策などのため、農業集落排水施設や合併処理浄化槽の整備との連携を図りながら公共下水道を計画的に整備します。
- ・ 汚水に係る公共下水道施設の整備については、人口や産業が集積している地区などから先導的に、他の都市施設整備などとの連携を図りながら効率的に進めます。
- ・ 雨水に関しては、放流河川の整備、他の雨水浸透・貯留施設整備との連携を図るとともに、雨水流出抑制に配慮しながら、浸水被害への対処を優先して、公共下水道施設等の整備を進めます。
- ・ 上水道は、市内全域を対象として、より安定した供給体制を確保するため、それに伴う施設整備、維持管理の充実及び水資源の確保を図ります。

#### b. 治水対策のほか、魅力的な水辺環境形成も踏まえた河川改修の推進。

- ・ 河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するための治水対策とともに、環境に配慮し、親水性などを活かした憩いや交流の場などとしての活用を目指した、総合的な河川整備を進めます。
- ・ 特に治水対策として、相野谷川や北浦川、西浦川の未改修部分について、県の河川改修計画に基づいた整備を働きかけます。
- ・ 河川改修に合わせて、周辺の良好な環境を保全するとともに、親水性などを活かした憩いや交流の場として適切に活用します。

#### c. 利用しやすいやすらぎの空間としての西谷津公園斎場の周辺環境整備。

- ・ 火葬場である西谷津公園斎場（やすらぎ苑）は、守谷市民、つくばみらい市民も含めた多くの人々が利用する施設として、その利便性を高めると共に、周辺環境に配慮した緑地など、周辺環境整備を図ります。

## 3 都市環境の整備方針

### (1) 環境共生の方針

#### 基本的な考え方

社会的にも大きな関心を集めている地球規模での環境問題を踏まえて、多様な自然環境を有する本市が、環境分野における最も基本となる計画として策定した取手市環境基本計画に基づき、本市のめざすべき望ましい環境像「きれいな水と豊かな自然・・・みんなでつくる環境と共生するまち」を実現するまちづくりを進めます。



#### 基本方針

環境との共生は、基本的な考え方のもと、次の基本方針に基づき進めていきます。

- a. みどりを保全するまちづくり。
  - a. みどりを保全するまちづくり。
  - b.きれいな水の確保を目指したまちづくり。
  - c. みどり豊かな街並みづくり。
  - d. 環境負荷の少ない公共交通等の利便性の向上。
- a. みどりを保全するまちづくり。
  - ・ 斜面林のほか、保全すべき社寺林・屋敷林、巨木・古木を都市計画以外の制度も活用しながら適正に保全していきます。
  - ・ 利根川河川敷などの自然環境として良好な河畔林や河川敷の区域について、引き続き保全していきます。
  - ・ 農地の持つ自然的機能を維持するために耕作放棄地対策を進め、遊休農地については、市民等との協働のもと、活用しながら保全するしくみをつくります。
- b. きれいな水の確保を目指したまちづくり。
  - ・ 利根川・小貝川の水源地自治体と協力して、植樹等、水源地の環境保全活動に取り組みます。その上で、子供も大人も散策できる親水空間を市民の意見を取り入れて計画・整備します。特に、相野谷川畔にある水の公園は、市民と協力して親水機能を維持するように管理していきます。
  - ・ 水の浄化に役立つ、年度別の下水道整備計画等に基づく下水道整備事業の推進と、合併処理浄化槽の設置支援を図ります。
- c. みどり豊かな街並みづくり。
  - ・ 環境にやさしいみどり豊かなまちとしていくため、市民との協働による公園整備や、公共施設の緑化などを進めます。また、地区計画や建築協定などの制度を活用して、市民によるまちなかのみどりの創出を支援します。
- d. 環境負荷の少ない公共交通等の利便性の向上。
  - ・ 路線や便数の見直しなど、コミュニティバスの効果的な運用を研究するとともに、関連事業者と

の連携の下、鉄道や路線バスなど、公共交通機関の利用を促進します。

- ・ 利根川、小貝川、岡堰のサイクリングロードを計画・整備するほか、自転車が安全に走れる道路や駐輪場の整備などにより自転車利用の促進を図ります。
- ・ 道路については、歩道整備のほか、街灯、ベンチ、あずまや等の整備に配慮し、歩行しやすくするようにします。
- ・ パーク・アンド・ライドの適切な推進など、総合的な交通需要マネジメント施策の展開に取り組みます。

## (2) 人にやさしいまちづくりの方針

### 基本的な考え方

進行する市民の高齢化のほか、環境問題にも配慮して、子供からお年寄りまですべての人が快適かつ安全に暮らし、活動できるまちづくりを進めます。

### 基本方針

人にやさしいまちづくりは、基本的な考え方のもと、次の基本方針に基づきを進めていきます。

- a. 安全かつ快適に歩いて暮らせるまちづくり。
- b. 多くの人々が利用する施設のバリアフリー化の推進。
- c. 誰もが利用しやすく、移動しやすい道路・交通環境の整備。

#### a. 安全かつ快適に歩いて暮らせるまちづくり。

- ・ 増加する高齢者の利用のほか、環境問題への対応などにも配慮して、鉄道駅の周辺など公共交通の利便性が高く既存施設が集積している地区などにおいて、市民の暮らしを支える施設の充実と安全に利用できる道路などの都市基盤の整備を進め、安全かつ快適に歩いて生活ができる環境を整備します。

#### b. 多くの人々が利用する施設のバリアフリー化の推進。

- ・ 多くの人々が日常的に利用する公共施設や公園などについては、高齢者や障がい者をはじめすべての市民が安心して利用できるようにバリアフリー化を図ります。

#### c. 誰もが利用しやすく、移動しやすい道路・交通環境の整備。

- ・ 主要幹線道路において、すべての市民が安全・快適に移動できる歩道設置を進めます。
- ・ 利用者の多い鉄道駅を中心としたエリアにおいては、鉄道駅構内や、駅と主要施設とを結ぶ歩道、信号機、建築物等について、総合的に面的なバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者等の移動の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・ 小・中学校の通学路は、児童生徒が安全な登下校をするために、街灯・歩道の整備を進め、幹線道路を横断する場所には信号機の設置を関係機関に要望します。
- ・ 周辺景観との調和などにも配慮しながら、わかりやすく市内の公共施設などに案内・誘導する公共サインの設置を図ります。



### (3) 都市防災の方針

#### 基本的な考え方

大規模な地震や風水害及び土砂崩壊等の災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害を軽減し社会秩序を維持することを目的として、本市の災害対策の基本計画である取手市地域防災計画に基づき、防災体制の強化とも連動しながら、都市計画の分野からの災害に強いまちづくりを進めます。



#### 基本方針

都市防災は、基本的な考え方のもと、次の基本方針に基づき進めていきます。

- a. 災害に備えた道路や公園、ライフライン等の整備。
- b. 災害応急活動の中核拠点となる防災拠点の整備。
- c. 災害に強い市街地整備。
- d. 水害等災害予防のための総合的な治水対策。
- e. 建築物の不燃化・耐震化の促進。

#### a. 災害に備えた道路や公園、ライフライン等の整備。

- ・ 地域の人口などを勘案して、公園や小・中学校などを利用して避難場所や避難所を適正に配置して、その耐震性や防災機能の向上を図ります。
- ・ 道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、緊急輸送のルート等の機能を持つため、緊急活動をさせる幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を推進します。
- ・ 電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を図ります。
- ・ 関連事業者等との連携の下、鉄道施設や河川の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施します。

#### b. 災害応急活動の中核拠点となる防災拠点の整備。

- ・ 市役所や県南総合防災センター、その他大規模公園等は防災拠点としての機能充実に図ります。
- ・ 市役所は、災害時における市民の安全確保のための総合的な防災体制の中心としての機能強化を図ります。
- ・ 県南総合防災センターは、本市を含む常総地方広域市町村圏の防災拠点として、常総市、守谷市、つくばみらい市との連携のもと、災害応急活動の拠点としての機能を維持・向上させていくとともに、防災に関する知識及び防災技術の普及向上ならびに防災意識の高揚を図ります。
- ・ 大規模公園等においては、防災拠点や広域避難場所等災害時における活動拠点として、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等災害応急対策施設の整備、さらに防災機能の充実に図ります。

### c. 災害に強い市街地整備。

- ・ 防災空間の確保、防災拠点の整備、防災上危険な地域の解消等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進します。また、幅員が4 m未満の狭あい道路の解消に努め、建築時における道路中心から2 mのセットバックの協力も得ながら、避難地・避難路ネットワーク整備を推進します。
- ・ 市街地の同時多発的な火災等への対応策として、木造密集市街地等の延焼拡大を防止するため、面整備事業等により防災上危険な市街地を解消し、あわせて道路、公園等の都市基盤整備を図り、安全なまちづくりを進めます。
- ・ 騒音や粉じん等の軽減や災害の防止につながり、緑地的機能を有する生産緑地地区を適正に保全していきます。
- ・ 土地利用による災害を防止するため、都市の災害危険度の的確な把握と市民に対する情報発信に努めます。また、安全の確保という観点から総合的な検討のもと土地利用の適正化の指導を図ります。

### d. 水害等災害予防のための総合的な治水対策。

- ・ 河川の整備、内水施設の整備を推進するとともに、洪水関連情報等の提供と啓発を通じて、住民等の安全確保対策の強化推進を図ります。
- ・ 利根川及び小貝川は、河川氾濫等の災害防止対策が進んでいますが、今後過去に例を見ない気象現象などによる水害等に備え、国、県、その他関係機関の協力を得て、総合的な治水対策の推進を図ります。
- ・ 集中豪雨等により内水処理機能が飽和状態に達し、低地帯における家屋の床上・床下浸水、田畑の冠水などの被害を未然に防止するため、樋門、樋管の管理点検を行うとともに、逐次排水施設の整備を図ります。

### e. 建築物の不燃化・耐震化の促進。

- ・ 地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を促進します。特に地震による被害が大きくなることが予想される新耐震基準適用以前(昭和56年5月31日以前)の建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。
- ・ 取手駅、藤代駅、ゆめみ野駅の周辺は防火地域・準防火地域として、建築物の不燃化による防火帯の形成と市街地の不燃化を促進します。
- ・ 小・中学校施設については、耐震上の問題を考慮して順次、改修あるいは耐震補強工事を進めます。

## (4) 景観形成の方針

### 基本的な考え方

本市の景観は、茨城百景にも数えられる利根川や小貝川岡堰からの眺望、長禅寺三世堂の歴史的文化遺産があり、その他にも旧取手宿本陣や龍禅寺三仏堂、広大な田園地帯から望む筑波山の眺望など、数多くの歴史的・自然的景観資源を有しています。これらの貴重な景観資源を後世に伝えていくためにも保全を図ります。さらに、駅前や市街地においては歴史と芸術が調和した親しみの感じられる魅力的な景観形成の創出を図ります。



### 基本方針

景観形成は、基本的な考え方のもと、次の基本方針に基づき整備を進めていきます。

- a. 駅前などにおける、街の賑わい、人々の集いの空間を演出する魅力ある景観づくり。
  - b. 利根川や小貝川をはじめとする多様な自然資源が創出する美しい景観の保全と育成。
  - c. 歴史・文化等の資源を活かした個性豊かな景観づくり。
  - d. 市街地における生活の場としての親しみと安らぎのある景観づくり。
  - e. 景観計画の策定などによる景観形成の推進
- 
- a. 駅前などにおける、街の賑わい、人々の集いの空間を演出する魅力ある景観づくり。
    - ・ 鉄道駅の周辺は、地域住民をはじめとする多くの人が集まる市街地として、生活利便性に富んだ商業施設の誘致を図り、活気と賑わいを創出するとともに、建築物の意匠や形態の誘導、緑豊かなオープンスペースの確保等により、地域の中心にふさわしい良好な景観の形成を図ります。
    - ・ 特に取手駅周辺は、「芸術」と触れ合えるまち「取手アートタウン」の玄関口として、また、藤代駅周辺においては、取手駅周辺と並ぶ本市の顔として、魅力のある景観を創出します。
    - ・ 地域に密着した商店街においては、商業振興策との連携により、買い物空間にふさわしい賑わいを演出する景観形成を図ります。
  - b. 利根川や小貝川をはじめとする多様な自然資源が創出する美しい景観の保全と育成。
    - ・ 利根川や小貝川、北浦川などの水辺の保全を図るとともに、周辺の眺望環境の整備を推進し、水辺景観の魅力向上を図ります。
    - ・ 岡堰や小貝川緑地、北浦川緑地、神浦周辺などにおいては、水と緑を活用した拠点整備計画と連携して、魅力的な景観形成を図ります。
    - ・ 市街地周辺に広がる良好な田園景観を保全するとともに、農業振興施策との連携により、市民農園の開設や景観作物の栽培など休耕地の有効活用に取り組み、魅力的な景観形成を図ります。
    - ・ 斜面緑地など地形的景観による原風景を保全するとともに、自然資源を活かした周辺環境の整備を推進し、魅力的な景観形成を図ります。
    - ・ 筑波山などの眺望を活かした見晴らしポイントとなる滞留拠点の整備を推進するとともに、眺望環境に配慮した魅力的な景観形成を図ります。

c. **歴史・文化等の資源を活かした個性豊かな景観づくり。**

- ・ 寺社、保存樹、文化財等の地域の貴重な歴史的・文化的資源を保全するとともに、資源を活かした周辺環境の整備を推進し、魅力的な景観形成を図ります。
- ・ 「取手アートタウン」にふさわしく、東京藝術大学取手校との連携により、歴史と芸術が調和した個性豊かな景観形成を図ります。

d. **市街地における生活の場としての親しみと安らぎのある景観づくり。**

- ・ 潤いのある住宅の景観を創出するため、幹線道路の緑化、住宅地内への緑化など積極的な緑化施策を推進します。また、地区計画制度などによる良好な景観形成の誘導に努めます。
- ・ 住工が混在する地区においては、土地利用の形態や建築物の意匠・構造、沿道の緑化、緩衝緑地の創出等の環境的配慮により、良好な環境形成を図ります。
- ・ 学校や主要な公共施設が集積する場所では、周辺の潤いのある環境づくりに配慮し、特に、道路、公園等の都市施設の整備にあたっては、施設自体の魅力化や周辺環境の整備により、住民が安心と愛着を持てる空間としての景観形成を図ります。
- ・ 市内の公共施設などに案内・誘導する公共サインは、デザインの統一や周辺景観との調和により、わかりやすいだけでなく、魅力ある市街地景観の創出を図った設置を進めます。

e. **景観計画の策定などによる景観形成の推進**

- ・ 良好で魅力的な景観形成を進めるにあたり、市民に対して景観の重要性を広く周知していくため、景観アドバイザーによる講演会の実施や、景観マップの作成など、普及・啓発活動を展開し、景観に対する意識の醸成を図ります。
- ・ 景観まちづくりを総括的に推進するため、住民が景観を考える場や機会の提供、取り組みのための支援策など、行政が住民の主体的活動を支援する体制づくりを構築します。また、景観形成の適切な規制・誘導を図るため、地域の実態や住民のニーズを踏まえて、景観条例の制定、景観計画の策定などを推進します。
- ・ 住民と行政が協働して景観まちづくりを推進するために、地域住民や行政をはじめ、商工農業、建築等、まちづくりに関わる個人や団体で構成された景観まちづくり協議会を創設し、地域に応じた景観形成を検討する組織づくりを図ります。